

生駒市条例第 3 号

生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 15 日

生駒市長 山下 真

生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例

生駒市生涯学習施設条例（平成 23 年 9 月生駒市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「生駒市中央公民館」を「たけまるホール」に、「生駒市中央公民館南別館」を「やまびこホール」に、「生駒市鹿ノ台地区公民館」を「鹿ノ台ふれあいホール」に改める。

第 7 条第 2 号、第 12 条第 1 項及び第 13 条第 1 項中「生駒市中央公民館南別館」を「やまびこホール」に改める。

別表第 1 中「生駒市中央公民館南別館」を「やまびこホール」に改める。

別表第 2 中「生駒市中央公民館」を「たけまるホール」に、「生駒市鹿ノ台地区公民館」を「鹿ノ台ふれあいホール」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。